

議案第 47 号

調停の申立てについて

次のとおり調停の申立てを行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 調停の相手方 住所 ■■■■■
氏名 ■■■■■
- 2 申立ての趣旨 相手方に対し、■■■■■の建物収去と土地明渡しを求める。
- 3 申立ての理由 相手方と■■■■■に係る土地明渡しの合意をしたが、相手方が土地明渡しを履行しようとしなない。よって、羽曳野簡易裁判所の調停手続により解決を図るため。
- 4 申立て後の遂行の方針
 - (1) この調停において目的を達することができないときは、明渡しの請求に関する訴えを提起する。
 - (2) この調停又は前号の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解する。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄